

新型コロナウイルス感染症防止対策に係るガイドライン

1 ガイドライン作成の趣旨

全国的に新型コロナウイルス感染症が拡大し、国が特措法に基づく緊急事態措置を実施中、富山県においては、令和2年4月17日から緊急事態措置として施設の使用停止を求める休業要請等がなされ、5月14日で緊急事態措置は終了したものの、富山県の対応指針が策定され、各業種や施設の種別ごとにガイドラインを作成し、実践するなどにより、感染防止対策を徹底することが求められている。

これを踏まえ、新型コロナウイルス感染症の終息が見通せない状況の中で、富山県農林水産公社として、施設利用等の事業を実施していくにあたり、富山県等関係機関から最新情報の収集に努めるとともに、次のとおりガイドラインを作成し、新型コロナウイルス感染症防止対策を図っていく。

2 公社所管の主な一般県民利用施設（事業）等

- ・とやま農業未来カレッジ
- ・農業機械研修センター
- ・富山県林業普及センター
- ・富山県林業カレッジ
- ・とやまの森づくりサポートセンター
- ・有峰森林文化村
- ・有峰林道
- ・富山県森林水産会館貸会議室
- ・とやま農林漁業就業支援相談会

3 共通対応事項

(1) 利用者への協力要請

- ・利用者には、マスクの着用
- ・他の利用者とは、互いに適切な対人距離（2mを目安）の確保
- ・咳やくしゃみをされる際は、マスク、ハンカチ、ティッシュ、上着の内側や袖などで口と鼻を覆う「咳エチケット」の実施
- ・こまめな手指消毒、手洗いの実施（入口の消毒用アルコールなどの手指消毒液、トイレの液状せっけんの利用）
- ・利用者が集中するおそれのあるときは、利用者の制限や別の場所への誘導等
- ・発熱や軽度であっても咳・咽頭痛などの症状がある人、その他の風邪症状を呈している人の入場制限
また、状況によっては、発熱者を体温計などで特定し入場の制限
- ・万が一感染が発生した場合に備え、個人情報の取扱に十分注意しながら、利用者の名簿を適正に管理

(2) 事業者側の対策

- ・利用者との応対にあたる職員のマスク着用
- ・施設の入口には手指の消毒液の設置
- ・3密（密閉、密集、密接）を避けるため、随時窓を開けるなど換気をするとともに、利用者間の机・イスの間隔を確保
- ・利用者と職員が常時対面する場所は、適切な対人距離（2 mを目安）の確保、または、アクリル板・透明ビニールカーテンなどで遮蔽し、飛沫の拡散防止
- ・施設の定期的消毒
特に、複数の人の手が触れる高頻度接触部位（テーブル、椅子の背もたれ、ドアノブ、電気のスイッチ、蛇口、エレベーターのボタン、階段の手すり、会議室のカギなど）は適宜消毒

4 個別対応事項（各施設、事業毎）

各施設は省略

5 職員の感染拡大防止対策

- ・公社職員の感染防止等を図るため、感染の可能性が高い閉鎖空間である公共交通機関を通勤に利用する職員に対しては、時差式通勤の利用を促進
- ・出勤による職員の感染リスクの軽減を図るとともに、万が一、職場内で濃厚接触者等が発生した場合に、全職員に影響を及ぼさないよう、業務に支障がない範囲で、職員を2班に分け、班ごとに隔日で在宅勤務
- ・職員の感染拡大防止を図るため、職員に発熱等の風邪症状が見られることや、職員の同居家族等が濃厚接触者や関係者となったなど、勤務しないことがやむを得ないと認められる場合には、特別休暇を付与して職員を自宅待機

6 利用者への周知

- ・各施設等での事業実施にあたり、公社の新型コロナウイルス感染症防止対策について、ガイドラインを基にした利用者に対するお願い事項等を掲示するなど、周知対策の実施